

社会福祉法人金剛福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人金剛福祉会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、評議員、監事、第三者委員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 理事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（理事の勤務報酬等）

第4条 理事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（監事の報酬等）

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 監事の報酬は年額30,000円とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 7 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 9 条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改正)

第 10 条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1 役員報酬 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	1,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	1,000円

※ 源泉徴収税含まず

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長等業務報酬等	10,000円	1,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	1,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	1,000円

※ 源泉徴収税含まず

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

※ 源泉徴収税含まず